

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法をはじめとして県や市の文化財保護条例に基づく指定等により保護を図ってきた。第一期の高山市歴史的風致維持向上計画策定時には法第12条第1項に基づく歴史的風致形成建造物を5件指定し、平成26(2014)年度からは景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物の指定を行い、指定文化財以外の歴史的建造物の保存・活用にも取り組んできた。

今後も、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史的風致形成建造物に指定することで、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。具体的には、商家群や東山寺院群などにおいて飛騨匠の技術が息づく近世以来の町家建築、寺社建築や歴史的な価値の認められる近代の建築物、歴史的な価値が認められる橋梁、門、塀などの工作物や庭園等も対象とする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られること、所有者または管理者等により適切な維持管理が見込まれることを前提として、歴史的風致の維持向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

なお、重点区域内においては、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ随時追加指定を行うものとする。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法に基づく、登録有形文化財(建造物)、登録記念物
- ②岐阜県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③高山市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④その他、本市の歴史的風致の維持向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ①建造物の形態・意匠または技術性が優れているもの
- ②歴史性、地方性、希少性の観点から保全が必要なもの
- ③重点区域における歴史的風致の維持向上のために必要なもの

2. 歴史的風致形成建造物指定一覧

No. 1

名称	旧矢嶋家土蔵群	写真 
所在地	高山市上一之町 74 ほか	
所有者	高山市	
概要	江戸・明治・大正期に建築された、豪商(塩問屋など)矢嶋家の現存する土蔵 4 棟(塩蔵、文庫蔵、北土蔵、西土蔵)。現在は、飛騨高山まちの博物館の展示室として使用。	
指定日	令和 7(2025)年 4 月 1 日	

No. 2

名称	旧永田家土蔵群	写真 
所在地	高山市上一之町 75-1 ほか	
所有者	高山市	
概要	江戸・明治・大正期に建築された、豪商(両替商、造り酒屋など)永田家の現存する土蔵 5 棟(旧酒蔵、旧文庫蔵、旧米蔵、旧炭蔵、旧たんす蔵)。現在は、飛騨高山まちの博物館の展示室として使用。	
指定日	令和 7(2025)年 4 月 1 日	

No. 3

名称	吉島家住宅付属建造物	写真 
所在地	高山市大新町 1 丁目 51-4 ほか	
所有者	高山市	
概要	国の重要文化財吉島家住宅の指定部分に付属する建造物及び隣接する土蔵 2 棟、居宅。	
指定日	令和 7(2025)年 4 月 1 日	

No. 4

名称	旧浅野家住宅	写真 
所在地	高山市上川原町 126-2 ほか	
所有者	高山市	
概要	国の重要文化財松本家住宅に隣接する、江戸時代の薬師問屋原家の住宅。	
指定日	令和 7(2025)年 4 月 1 日	

No. 5

名称	宗猷寺庭園	写真 
所在地	高山市宗猷寺町 218 番地	
所有者	宗猷寺	
概要	江戸時代初期に当時の領主金森氏により建立された宗猷寺の敷地内にある、茶道宗和流の開祖である金森宗和好みの庭園。 ※市指定名勝	
指定日	令和 7(2025)年 4 月 1 日	

●歴史的風致形成建造物の所在図

